

藩体制の解体と金沢城

石野 友康

はじめに

近世において、城郭は、各大家の領国におけるステイタスシンボルであり、藩主の居住空間かつ儀式空間、あるいは藩庁としての機能を持ち合わせていた。城内での儀礼は、藩主と藩士の関係を視覚的に確認するものでもあった。

江戸城における将軍と大名との関係は、すなわちそれぞれの居城における藩主と藩士との関係に相似的に置き換えることもでき、将軍—大名（藩主）—藩士の連続性を指摘することも可能である。

しかし、明治維新を経て成立した近代国家は否応なく、そうした将軍と大名、藩主と藩士の関係に変化をもたらし、各大家のそれぞれの城郭もその性格を変えることにもなった。

ところで、明治維新については、これまでさまざまな研究蓄積があるが、ともに中央政権の側からいかに政策を打ち出し、その矛盾点を指摘するという、いわば政府側からの視点が主流であった。近年、そのことに対する反省から、薩長以外の諸藩の動きにも注目するようになってきた。しかし、一方で、多くの研究は、研究細分化をもたらし、いわば木を見て森を見ざる状態であることが課題ともなっている。とはいいながらも、その木がはたしてどのような木であるのか、各方面から検討したうえで森を見ていかないとその森の特徴付けは一面的になってしまう恐れがある。

近年、城郭研究は飛躍的に進んできたが、近世・近代移行期のありかたについては、十分に研究されているとはいえない。そこで拙稿では、北陸の外様雄藩である加賀藩（藩主は前田氏、明治2年の版籍奉還以降は金沢藩）の居城金沢城を例に、時代背景を織り込みながら維新期の変革のなかで大名の居城がどのようにその役割を変えていったかを描き、この時期解明の一助としたい。

一、幕末維新期の加賀藩

1. 藩是の決定

最初に、時代背景について述べておきたい。

周知のごとく、加賀藩前田氏は、加賀・能登・越中三カ国にわたる領国を有する大名である。天正11年（1583）に前田利家が能登一国に加え、加賀北二郡を金沢城を居城として以来、幕末にいたるまで、最大級の知行高を有し尾張・紀州・水戸の徳川御三家に次ぐ格式を誇っていた。

しかし、幕府からの監視の目や圧力を常に浴びていたこともあってか、徳川将軍家との婚姻を進めて紐帯を強め、幕府の権威を背景とすることで百万石大名としての体裁を保っていた。文政5年（1822）に藩主となった13代藩主斉泰は、11代将軍家斉の娘溶姫（景徳院）を迎え、将軍家との関係を再強化することとなったが、そのことが逆に幕末期の藩論を決定する際に大きな影響を与えたといえよう。

近年、徳田寿秋氏、宮下和幸氏を中心に幕末維新期の藩の動きが次第に明かになってきているが⁽¹⁾、幕府の求心力が衰え、各藩としても、次のよりどころをどこに求めていくかを早急に決定していかなければならなかった。大政奉還に続く王政復古の号令、戊辰戦争へと続く歴史の流れは、いわば公議政体派と武力倒幕派とのせめぎ合いでもあった。

この間蚊帳の外にあったとも指摘された加賀藩は、是が非でも武力での倒幕を推し進めようとする薩摩等に対し「薩之^{奸を御付衆}奸暴顯然二付、弥討薩之思召二而、御上洛二付、早々御上京、御尽力」⁽²⁾するようとする慶喜の書状に従い佐幕の姿勢をとった。しかし、慶応4年正月3日の鳥羽伏見の戦いにおいて幕府軍の劣勢・敗退が伝えられ、朝廷から不信感をもたれていることを知った14代藩主慶寧は、^{たかてる}京都詰として在京していた前田孝錫（内蔵太）らの進言に従い、急転直下勤王とする立場を表明した。

同年3月5日には、金沢に到着した先鋒総督高倉永祐に勤王であるとの請書を提出し、その旨藩士たちにも周知し、新政府に対し正式に恭順の意を示した。こうして、加賀藩では、土壇場で勤王の立場になることに成功し、かろうじて朝敵の汚名を冠することから逃れることができた。その結果金沢が戦禍を蒙ることはなくなり、金沢城も被害にあうこともなかった。

2. 新体制の発足と藩内職制

藩是が勤王と固まったのち、新政府軍と旧幕府軍との間では武力衝突が継続していた。加賀藩は越後への出兵を命ぜられ、旧幕府軍と干戈を交えた。北越戦争である。

一方で新政府（＝維新政権）は、天皇を中心とした中央政府の骨格作りをはじめていた。地方支配をめぐる明治初年の諸改革は、それぞれ各藩で独自であった支配のありかたを統一的に行うことを理念とした。いわばその移行期でもあり、生みの苦しみを経験しなければならなかった。

まずは、地方の職制改革が整っていく過程から概観しておこう。

中央政府では、王政復古の号令の際に、総裁・議定・参与の三職を置いていたが、その後、鳥羽伏見戦後の慶応4年正月17日に三職七科、ついで2月3日に三職八局をおいた。そして五箇条御誓文で新政府としての方針を定め、政体書を発布して立法・行政・司法の三権に基づく政治体制をめざした。

地方では、藩治職制の改革が見られた。明治元年（1868）12月15日、従前の家老役等の名目を廃止し、執政、参政、公議人を置いた。『加賀藩史料』引用の「御用鑑」⁽³⁾によれば、執政は、「掌体認朝政補佐藩主、一藩紀綱政事無不総」とあって藩主を補佐し、政事をまとめる役職であった。参政は「掌参政事、一藩庶務無不與聞」と藩の庶務に携わり、公議人は、「掌奉承朝命国論備議員」と藩論を朝政に反映させる代議員であった。執政・参政は藩主が任命し、太政官に報告する必要があった。また、執政・参政のほか兵刑・民事・庶務の職制については、各藩が定めることになったが、各藩によって異ならないよう配慮した。また、藩主の側には藩主の「内家」のことを司る「家知事」を置き、藩政と家政を分離する片鱗がみられる。また、公議人が執政・参政のなかから選出するよう命ぜられた。

こうした職制の改革について、藩の家老役を勤めていた横山政和（蔵人）は、京都詰家老として在京中の前田恒敬（将監）・前田孝錫に対して「行政官を被仰渡候趣二付、従前年寄中・御家老役の名目」を廃止し、「職制御改二付御家老被廃、更ニ参政被仰付候」と申し送った⁽⁴⁾。情報を得た内蔵太はその日記⁽⁵⁾のなかで、

今度御家老役御指やめ参政^{さんせい}と申御役二相成、御附御用ハ是迄之通相勤候よふ被 仰出、是義申進候、年寄中與申事も御さしやめ、執政^{しつせい}と相成、いろいろと相かわり候時節ニ御座候、

と、おそらくは留守宅の妻「おてる（お照）」に宛てて述べている。孝錫は、これまで通り慶寧の子利嗣（多慶岩）附のまま、このとき家老役から参政となっていた。「いろいろと相かわり候時節ニ御座候」と自分たちが急激な社会の変革期のなかにあることを感じ取っていた。これは、彼のみならず、当時の人々共通の感慨であったろう。

また、奥村栄通（旧八家）も孝錫の記述同様この時の職制改革について述べているが、あわせて、「御用不相勤長九郎左衛門等ハ芙蓉之間溜之勤与御改」として特に役儀を勤めてはいない長成連らが「芙蓉之間溜之勤」となったとしている⁽⁶⁾。「恭敏公記史料」⁽⁷⁾によると、「権使称八家芙蓉間溜」とあり、『加能郷土辞彙』でも執政・参政発足時に従来年寄に任ぜられた門閥八家のものを礼遇して、芙蓉間溜と称せしめた、として旧八家が別格でこの溜にあったとされている。

執政・参政のメンバーをみても、門閥以外からの登用の原則を打ち出してはいるものの、藩上層部には、この時点では旧態然としたものであったことが確認できる。

ほどなく、執政・参政が過剰人員であるとの批判があったようである。その声は、どうも当初からあったとみられ、加越能文庫「御内々御尋并申上候品等覚」⁽⁸⁾によると、明治2年2月、陸原慎太郎

は人数を減少すべきだと主張した。これに対し、参政横山政和（蔵人）は、人数が多いことは認めながらも、執政に関しては、2人であれば意見が分かれやすいから3人以上が妥当とし、参政については、遠所詰を除けば3、4人は必要であるという見解を示している。結局のところは政和の意見でまとまったようである。

なお、陸原といえば、明治元年3月より木村恕・永山平太とともに貢士であった。貢士とは、新政府が諸藩より出させた代議員のことで、既述のように明治元年正月17日の3職7科の制設置にともない、40万石以上の大藩から3人、10万石以上39万石までの中藩から2人、1万石から9万石までの小藩から1人あて議事にあずからせることにしたのである⁽⁹⁾。貢士の職はのちに公務人・公議人に受け継がれていく。

明治元年は、名実ともに旧幕府との紐帯が切れる年でもあった。幕府より代々拝領していた5代綱紀以降の領知判物・所付目録を政府に指し出している⁽¹⁰⁾。

また、旧例の廃止としては、官制の制度改正があった。明治2年7月8日、百官・受領名を廃止し、位階についても四位から初位にいたるまで、上下の区別をなくした。すなわち、従来叙爵していた旧加賀藩年寄（八家）は、前田従五位（土佐守、直信）、本多従五位（播磨守、政均）などと表記されることになった。ついで、この年の9月7日には、執政・参政が廃止され、代わって大（少）参事・権（少）大参事等の職を置いている。大（少）参事・権（少）大参事等発足時の「藩」政の中枢にあったメンバーをあらためてみると、旧八家では大参事前田直信と権大参事長成連（九郎左衛門）、権少参事村井長在（又兵衛）の3名が藩中枢に残っている。また、参政であった岡田雄次郎が大参事に名をつらね、権大参事に安井和介が抜擢されるようになるなど、平均年齢29歳という若年の八家当主にかわって次第に門閥以外の登用がみられるようになった。これにさきだって、明治2年3月には、藩治職制の仰せ出があり、士分の改定も命ぜられ、旧八家が上士上列、人持組が一等上士、頭役・頭並が二等上士、平士が三等上士、与力が一等中士、与力が一等中士、徒士が二等中士、徒士並が下士となった。このように新政府のもとでの職制の改革は短期間で変更をくりかえした（藩上層部の人事については下表参照）。

度重なるこのような急激な改革は、藩士や領民たちに動揺を与えた。明治2年登城した八家の一人、本多政均が金沢城内で暗殺された事件は、白昼おこったものでもあり、衝撃的な出来事であった。まさに矛盾を露呈したものであったろう。政均暗殺をおこなった山辺沖太郎・井口義平はその口書⁽¹¹⁾において、

新政府下における人事変遷（明治元年12月15日～明治2年9月7日）

明治元年12月15日		(明治元) 12月24日		(明治元) 12月27日		明治2年9月7日	
執 政	前田土佐守（直信）	執 政	前田土佐守	執 政	前田土佐守	大 参 事	前田従五位（直信）
	奥村河内守（栄通）		奥村河内守		奥村河内守		横山蔵人
	本多播磨守（政均）		本多播磨守		本多播磨守		岡田雄次郎
	村井又兵衛（長在）		村井又兵衛		村井又兵衛	権大参事	前田内蔵太
					横山蔵人		安井和介（顕比）
						少 参 事	長九郎左衛門（成連）
							篠原勘六（一貞）
						権少参事	成瀬主税（正居）
							赤座甚七郎（孝知）
						上士上列	村井又兵衛
参 政	横山蔵人（政和）	参 政	横山蔵人	参 政	津田玄蕃	第 4 等	横山外記
	津田玄蕃（正邦）		津田玄蕃		本多図書		多賀源介
	本多図書（政醇）		本多図書		前田将監		不破亮三郎（貞須）
	前田将監（恒敬）		前田将監		前田内蔵太		藤懸十郎兵衛（頼善）
	前田内蔵太（孝錫）		前田内蔵太		不破彦三		木村九左衛門（恕）
	不破彦三（為儀）		不破彦三		横山外記		丹羽次郎兵衛（履信）
	横山外記（隆淑）		横山外記		多賀源介	家 令	横山外記
			多賀源介（直道）		岡田雄次郎（棟）		藤懸十郎兵衛
					木村九左衛門（恕）		赤井伝右衛門（直忠）
							木村九左衛門

（塗りつぶし）は旧八家であることを示す

大政御一新により度々仰せ出もあり、その趣意をくみ取るべく国事につとめていたが、国政は立ちがたく、人々は一致せず、不平を懐く者も多く、農村では困窮をきわめている。施策を貫徹しない者がおり、それが本多政均であるとして暗殺を起こしたものであった

と証言しているのはそのことを示唆している。また、明治2年越中新川郡でおこった、ばんどり騒動も農村における矛盾をあらわしたものであった。

3. 金沢藩の成立

(1) 藩庁・藩知事居所

旧藩主慶寧は、明治2年3月には版(土地)籍(人民)を新政府に書上げて返還した(版籍奉還)。6月、北越戦争の功ありとして賞典禄1万5000石を受け(一度は辞退を表明したが許可されなかった)、ついであらためて藩知事に任じられた。と同時に諸侯を華族と改称し、前田氏もこれに連なった。

ところで、勝田政治氏によれば、この版籍奉還は特に反対もなくスムーズに行われたという。当時、すべての私有地を公収して府県を設け、旧藩主たちを東京に居住させて彼らに知府事・知県事を任じて配置しようとする実質的な郡県制と、大藩を府、小藩を県と改称するだけで従来の藩主を世襲的にそのまま置こうとする考え方があったが、前田家のように新政府の疑いが懸けられた藩では劣等の地位より抜け出すことを期待し、政府の改革を受け入れる方向にあり、慶寧ものちの廃藩置県に近い前者の考え方に同意したのだという。版籍奉還では、藩主の個別領有権が否定され、旧領地は「管轄地」となり、知藩事の家禄が歳入の1割と確認された。また、戊辰戦争での経費負担や凶作は財政破綻をもたらすという側面があり、この時期自主的に廃藩の申請をおこなう藩もあったという⁽¹²⁾。

版籍奉還で金沢藩という名称が正式な呼称となった。藩知事慶寧は、同年9月、金沢城から旧八家本多家の屋敷へと移ることに決し、10月20日に公表、やがてこれに移った。同時に隠居斉泰も金谷表御住居から金谷広式へと移っている。藩主家が城を退去するのは、実に290年ぶりのことであった。そのため、藩内でも慎重に議論がなされたが、朝廷に対しての遠慮もあるとして本多邸を借上げ、移ることにしたのだという⁽¹³⁾。こうして、城を明け渡し、その後は儀式など必要に応じて「登城」することになったのである。

一方、この年の10月14日には藩庁を長少参事居屋敷に移しており⁽¹⁴⁾、慶寧はたびたび登庁している。藩庁舎は、おそくとも翌年の正月には整備が進められていることが確認でき、新しい藩の体制づくりにつとめた⁽¹⁵⁾。

なお、藩庁の場所や藩知事の居所については、これで確定されたわけではなく、暫定的な要素を多分に含んでいた。慶寧の本多邸移居に際して慶寧に近侍し、戊辰戦争の際に戦功をたてた杉本成章の明治2年の日誌に、

今般金沢藩知事被為蒙 宣下候、就而者内外之区分可被立義二付指向、藩庁之義ハ他二御移し之筈二候、御住居之義ハ諸藩二も追々城下住居二も相成候二相聞候、且ハ御家政向御改革二難被為行届候二付、巽御殿等内江御移り被成候而者如何二可有之哉、猶更下士以上之人々見込被聞召度旨被 仰出候、

但、前段之通相成候得共、御城之義ハ当分御藩城二被成置、追々御改革も被為努候上ハ、是迄之通御城二御住居被成候而も可宜哉、是等之義も見込被聞召度被仰出候、

右之通、被 仰出候条、見込有之人々ハ書取二為相認、支配人江取立、'来月六日会議局江可被指出候、書取二而難弁人々ハ同日右局江罷出申出候様、可被申談候事、

九月

庶務局主事江

とみえる⁽¹⁶⁾。「内外之区分」とは藩政と家政を分けるということであろうか。そのなかで慶寧はその住居の場所について諮問している。諸藩でも知事は居城から城下に住む傾向にあったという。家政

向きの改革は行わない方向であり、当初、慶寧が巽御殿に移ることについて取り沙汰されていたようである。下士以上の人々に考えを聞きたいとする。しかしながら、どうも、本音をいえば慶寧はこれまでの通り「藩城」となる金沢城での居住を望んでいたことがこの文面から垣間見られる。

明治3年になって再び藩庁をどこに置くかについて論議があったようである。「御手留抄」6⁽¹⁷⁾によると「藩庁移ヶ所二丸与広坂之論不落合」とあり、藩庁を長家の屋敷から移すことについて城内二ノ丸とするか広坂とするかで意見が分かれていたらしい。横山（横山政和か）は二ノ丸を主張、ほかの人々は広坂を主張している。広坂とは藩知事の居所となっていた本多邸のこととみられる。二ノ丸に藩庁をおくという主張は、「朝廷大事之役所ユエ第一宜敷ヶ処」に置くべきだというもので、「朝廷大事之役所」として相応しい場所との認識を示したものであった。

また、本多邸の慶寧居所自体についても、真龍院亡き後明御殿となっていた巽御殿に移すことも継続的に再検討されていたようである⁽¹⁸⁾。賛否両論・一長一短があるなかで議論が尽されたが、結局のところ実現せず、廃藩置県をむかえた。⁽¹⁹⁾

このように、藩政の中枢とも言える藩庁の所在や慶寧居所などについても、当面の措置であり、改革の過渡期という印象はぬぐえない。

（2）藩政改革

以上のように藩政の中心たる藩庁の所在地に関してさえ模索が続くなかで、金沢藩の体制はスタートした。版籍奉還後の藩政の改正点は、『石川県史』に従うと、①給録改定、②金沢藩職制の整備 ③銃卒廃止と常備兵設置 ④北海道管轄 ⑤村吏制度の改革 などがあげられる。紙幅の関係で一つ一つ述べていくことはできず、詳細は今後に期したいと考えるが、このうち①については、秩禄3000石以上の士については10分一を給録し、100石までの士は減じないものとし、100石～3000石については、比例的に低減していくというものであった。③では、兵部省の命で諸藩租入1万石に対し、常備兵一小隊を定員とし、総石数に比例して編成させたもので、⑤については、十村制度の改変で、無組御扶持人十村・御扶持人十村を史生加郷長棟取、平十村を史生加郷長、新田裁許を史生加郷長次列としたもので、ついで郷長棟取を里正棟取、郷長を里正、郷長次列を里正次列へとあらためた。

明治2年10月には、金沢藩の名で「藩政諸改革御届」として政府に報告しており、具体的には、藩庁を長少参事屋敷としたこと、(慶寧の)私邸を藩士屋敷としたこと、藩士の禄高について、下士以上を士族、それ以下を卒族と称すよう申し渡したこと、陪臣のうち藩士相当は士族、それ以下を卒族としたこと、職制改革内容、城を番城としたことである⁽²⁰⁾。

新政府のもとで個別領有権が否認された旧藩主については、『石川県史』第2編に所収された「明治二年改定職制」には、「知事 掌知藩内社祠戸口名籍。字養士民。布教化。敦風俗。収租税。督賦役。判賞刑。知僧尼名籍。兼管藩兵。」と記されている。あらためて、「御手留抄」をみていくと、戸室山御縮山の解除という注目できる記事が見えるほか、城内煤払い廃止の承認、前田直信の子孫八郎(信兆)の末家承認、役職就任の許可など藩知事の職掌は相変わらず多岐にわたっていることを知る。藩知事の承認事項も多かったようではあるが、やはり、かつてのような専決事項が限定されていたようにも見える。

二 金沢城の明治維新

1. 廃藩置県以前

明治維新となって城郭の役割についても大きな節目を迎えていた。金沢藩の場合は、すでにみたように藩知事の住居となる余地を多少残しながらもその後は性格を変化させていった。一般的に、明治6年(1873)のいわゆる廃城令によって全国の城郭は、軍事施設として活用されたものもあるほか、取り壊しとなったものも多い。建物の払い下げもおこなわれ、城内は大きな変化を遂げることになっ

たとされている。一部には廃藩置県を待たずに取り壊した例があるが、取り壊しの背景には、戊辰戦争などで出費が高み、維持管理ができなくなったことが指摘されている⁽²¹⁾。

さて、明治10年代にいたる金沢城の経緯は『金沢古蹟志』などの内容で理解され説明されることが多い。すなわち、明治4年7月の廃藩置県以降「不要の殿閣・庫倉を毀」つようになり、名古屋鎮台の分営がおかれた明治6年以降兵隊数が増え、「従来の殿閣等不要のヶ所は追々取毀」、と段階的に建築物の取り壊しが進められたというのである。さらに明治9年には本丸等の太鼓塀や柵門がことごとく取り払われ、明治14年に二ノ丸御殿の焼失もあったから、城内が一変したとも付け加える。廃藩置県後軍隊が入部し、不要建物の撤去が行われたことが強調され、その後の刊行物に大きな影響をあたえた。周知のように、『金沢古蹟志』は、幕末から明治期にかけて活躍した石川県郷土史の泰斗森田平次(柿園)の著作であり、この時期の動きは、言わば平次自身見聞した経験をもとに書かれているから、貴重な証言の一つであった。「不要の殿閣や倉庫はことごとく破壊された」(森英松『金沢城』1970初版)とか「明治に入って4年(1871)金沢城を管轄する兵部省によって不要の殿閣や土蔵が壊され」(石川県教育委員会『金沢城跡』1993)とあるのは彼の記述の影響を受けた一例であるが、それ以上のことは明らかとされていないのが現状である。そこで、できるだけ『金沢古蹟志』を用いず、その他の同時期の史料から今一度明治元年からの金沢城の変化を試みたい。

『加賀藩史料』によって大政奉還後の金沢城についてみていくと、明治元年9月14日、「広ク会議ヲ興シ、万機公論ニ決スヘシ」という理念に支えられ、二ノ丸御殿実検の間に衆議をきくための会議所を設けたという記事があるが、そのほかにはわずかに明治2年(1869)金沢城が番城になったこと、不用建築物が取り壊しの方向にあったことが記されているのにすぎない。前掲「成瀬正居日記」からは、二ノ丸御殿増築の記事を見いだすことができた。すなわち明治元年、二ノ丸御殿の奥向と御居間廻りの建て継ぎが行われ、翌2年になって奥部分の普請が出来、御庭も出来たという記述である。この時期なぜ増築が行われたかなどについては明らかにしえないが、慶寧の子女、とくに世子である多慶若こと利嗣の存在を想定しなければならない。この普請に際して慶寧は御寝所・御用間を明け渡し、御居間に移ったという(同日記 12月24日・27日、明治2年7月4日条)。以降、増築などの記述は管見の限りは見あたらない。

かわりに、相変わらず御殿で行なわれた儀礼関係の記述は多い。すでに度重なる職制改革により藩主(明治2年以降は藩知事)への拝礼などの儀礼のありかたなどは変化をみせ、身分的な格式によって奥書院や小書院・大広間(竹の間)で分かれて行われていた元日儀礼も、明治3年正月の例では、基本的に大広間に集約されている。

金沢城の景観に変化が訪れるようになるのは、明治3年以降のことであったと見られる。これは、旧藩主が旧老臣本多邸に居を移したことが契機になったことは容易に推測できるところである。

金沢市立玉川図書館清水文庫「雑留帳」⁽²²⁾によると、明治3年10月27日より城の周囲北～西に位置する尾坂門・西丁口門・甚右衛門坂門、そして不明門が取り払われ、ついで百間堀通門取り壊しにも取りかかっている。また、城内でも三御門とよばれ、最も重要な石川・河北・橋爪の各門の通行を6つ時から暮6つ時まで自由(「常往来」)とし、従来の通行にあたっての規制がゆるめられた。11月となつて二ノ丸御殿竹の間を兵隊屯所にするための修繕(「補理」)が開始され、軍隊が城内を占めるにあつての改修工事もあわせ行われていた。

城周囲の門が取り払われ、二ノ丸の普請が開始されたのに続いて、櫓・塀など不用な建造物の取り壊しに着手していったらしい。「陸原備忘録」⁽²³⁾によると、明治3年12月に「金沢藩改革目」として十三箇条からなる改革項目が認められているが、そのなかに「城番廃止、櫓等追々取毀候様申渡候事」とあって、城番廃止が謳われるとともに城内の櫓などが順次取り壊しの方針であったことが明記されている。「旧金沢藩事績文書類纂」⁽²⁴⁾などには、「今般二ノ丸士官稽古令開朔候二付而ハ、城内外櫓・塀等不用之箇所取毀申付」とあり、旧二ノ丸御殿に士官の稽古所が設けられるのに伴い、不用な櫓・

塀の取り壊しが命ぜられている。しかし、残念ながら、ここでは「不用」とされた櫓・塀が具体的にどの場所を示すかなどについては特定できない。

ところで、城内の建造物は、およそ二ノ丸御殿でも老朽化していた。成瀬正居は、横山大属とともに、明治3年10月19日城内を見分し、その日記に次のように記している⁽²⁵⁾。

一、今度横山大属 内蔵助 与自分願候而御城拝見致す、初御本丸・東丸廻り其後御間之内御居間廻より御広式・御部屋方迄見口、御普請も古く、きたなきもの也、御居間廻之外きれい成所ハなし、御二階ハ所二より見晴よくよろし、

この日正居らは、金沢城内の本丸・東丸から二ノ丸御殿にかけて見分しており、二ノ丸御殿では御居間廻りから御広式・部屋方、さらに2階を廻っている。御居間廻りは藩主の執務と居住空間を併せ持った機能を有し、広式・部屋方は女性たちの生活空間であった。とくに広式・部屋方は、いわば旧藩士だった彼らが基本的に足を踏み入れられなかった空間である。正居は、旧藩主が政務を司った御居間廻りが綺麗であったと記す反面、御居間廻りから御広式・部屋方については「きたなきもの也」とし、「御居間廻之外きれい成所ハなし」とも記している。二ノ丸御殿も文化の再建以来大規模に手を入れていないから、60年の歳月を経、「きたなきもの」と称するほどに老朽化していたことを示している。確かに全国の城郭の明治初年の写真をみると、老朽化している城が映し出されているケースが多いが、金沢城の場合も同様であったと解せられる。明治初年の二ノ丸御殿の様子を知る貴重な証言の1つといえる。ついで、正居らは2階にのぼったが、御居間廻りや奥向きには2階部分があるから、そこからみた眺めであったろう。見晴らしが良く、初冬の金沢の景色が一望できた。この短かい記述のなかに当時の御殿内部の様子が凝縮されているといえよう。

なお、この時期城内を見分したのは、成瀬らばかりでなく、ほかにも数例確認できる。10月4日には奥村栄通が城中の拝見願を差し出しており、その2ヶ月前の同年8月には、イギリス人の英語教師であったオズボンも城内の見物を許され、奥の口から表御座敷、御居間廻りを廻っていることが記録にみえる⁽²⁶⁾。

老朽化した建物に修繕を加え、あらたな活用を図ろうとすると財政的な出費を余儀なくされるのであり、新たな活用を図るにせよ課題となっていたに違いない。御殿がそのような状態にあったのだから、まして他の建造物については推測できるであろう。「不用」の櫓・塀等取り壊しの背景にはこうした老朽化の問題も念頭に置く必要があるだろう。

2. 廃藩置県以降の金沢城

前節では、明治3年以降、不用な建造物が壊される基調にあったこと、建物が老朽化していたことを指摘した。明治4年の廃藩置県後金沢城の改変はさらに進んでいる。

幕末から明治にかけての加賀藩算用者のありようを描いた磯田道史氏は、明治5年頃に櫓等金沢城の取り壊しが進んでいたとし⁽²⁷⁾、継続して城内の改変が進行していたことを示している。ここでは、従来知られた詳細な文献（『金沢古蹟志』、『稿本金沢市史』など）に従い、それを補いながら記してみることとしたい。

廃藩置県によって藩知事が東京移住を命ぜられて金沢をはなれたのち、金沢城は兵部省の管轄となった。兵部省は軍事を管掌する中央の機関であった。すでに明治3年2月、兵部省内に陸軍掛・海軍掛が発足しており、翌4年には四鎮台（東北、東京、大阪、鎮西の各鎮台）や城郭はその管下にはいっていた。兵部省は翌明治5年に廃止され、陸軍掛、海軍掛は陸軍省・海軍省としてそれぞれ新しく分立するにともない、全国城郭も陸軍省管轄下に移管された⁽²⁸⁾のである。こうした流れのなかで、城郭の不要な建造物は払い下げられ、あらたに軍事施設として整備された城郭も少なくなかった。

同6年には、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本に鎮台が置かれるようになっており、金沢城が所在する石川県は、名古屋鎮台に属し、金沢には営所が置かれることになった。明治8年、越前の

暴動を鎮圧するために名古屋より金沢に派遣された藤堂高矩率いる一個小隊と、その後金沢の政情の不穏に対応するため派遣された松村正雄率いる1個小隊を合わせて中隊を編成し、歩兵21大隊と改称することになった。この歩兵21大隊は、その直後に発足する歩兵第7連隊の母体となるものであった。歩兵第7連隊設置に伴い、徴兵令によって石川県、富山県、福井県から兵が金沢に集められた。

一方、明治4年に金沢に営所がおかれると名古屋鎮台より遠藤政敏中尉が赴任し二ノ丸御殿菊ノ間で事務を執った。ついで同8年には歩兵第7連隊長勤務少佐津田正芳が菊ノ間を執務室としたという。菊ノ間は、江戸後期の絵図にもその名称が確認することができ、二ノ丸御殿の御居間廻りに所在する。菊ノ間については、陸軍歩兵少佐を退役した千田登文が、「菊ノ間は前田氏の居室にして結構美麗なる庭前には小立野より引ける水噴出して泉水築山の景致を悉せり」と述べたと言うが(『稿本 金沢市史』)、泉水築山を有した庭とともに絢爛であった、かつての姿を彷彿とさせるものであったという。幕末期の二ノ丸御殿の景観を描いたとみられる石川県立図書館所蔵「金沢城二之御丸三步碁図」には、御居間先土蔵前から菊ノ間前にかけて泉水と飛び石が描かれており、千田登文が示した泉水であると考えられる。

一方、名古屋から赴任した軍医別所元収が、女性たちの生活空間であった二ノ丸広式・部屋方を病室に改めた。さらに、新丸に目を転じると、越後屋敷、作事所、会所などの建物は取り払われ、ここには兵舎が新築された。

以上のように、統一的な軍事制度が確立され、金沢城内は営所として二ノ丸御殿を中心に軍の中枢としての機能へと替えられていった。

『稿本 金沢市史』には、名古屋より出張した若き日の乃木希典が金沢城と越前福井城を検分し、飲み水が良質で豊富な新鮮な野菜・魚類があり、大工や新築材料が福井に比べて調達しやすいという利点があり、そのため金沢城を兵営することに決定したというエピソードを紹介している。このことが事実とすれば、北陸の軍隊の中枢を軍当局が金沢と福井とを天秤にかけていたことになり、きわめて興味深いといわなくてはならない。

明治9年には、二ノ丸御殿の表向のうち松の間、竹の間・柳の間・膳所・台所を三個中隊の兵舎に改造、五十間長屋には大隊本部、一個中隊の兵舎が置かれた。さらに、明治10年には、城内周囲をめぐる牆や壁で修繕が不必要な廃棄の箇所については入札の上売却されたが、鶴ノ丸から百間堀上の降り口や本丸から薪ノ丸への降り口の門がなくては「不取締」だとして鶴ノ丸内部の門、本丸内部の門を移築、手当することが認められている。また、防衛省防衛研究所の「陸軍大日記」に添付されている三ノ丸の絵図面からは、明治10年ごろに石垣解体の様子がうかがえる⁽²⁹⁾。

一方で北ノ丸にあった「御宮」は、尾崎神社と改称し、旧算用場の現在地に移った。金谷出丸では、土地を栗崎の豪商木谷藤十郎に売却し、建物は入札払とし10万155貫文で金沢川上町の泉屋仁兵衛等が落札した⁽³⁰⁾。

また、河北門の石を取り除いたり、玉泉院丸の石材を兼六園の明治紀年之標の土台石に転用するなど明治10年代にかけても改変の勢いはとどまらない。藩政期の景観は御殿を除くとかなり改変されたことが想像できる。

取り壊し基調にあった城内であるが、軍の中枢が所在した旧二ノ丸御殿については旧藩以来の建物を活用する部分もあったようである。既述のように御殿の表向の諸部屋を兵舎に改造しており、これより2年前の7年10月には、「金沢城二ノ丸建物兵舎代用二付、修繕費等同済相成」などと二ノ丸建物を兵舎として改装するため6700円余を計上している⁽³¹⁾。

それでも、二ノ丸御殿の建物を修理して使用する許可に関する書類をみると「追テ本文二ノ丸修繕ノ義御採用ノ上者、図面営繕(カ)ノケ所、尤奥女中部屋、或ハ庇シ、厠而已ニ而取毀チ、其内銅瓦ハ家屋修繕ニ相用ヒ候テ可然ト見込仕候」ともあるから、とくに奥向きにおいて取り壊されたい形跡がみられる。そのため、陸軍が二ノ丸御殿を全面的に活用したとみるのは、きわめて早計で、御殿

であっても必要に応じて改変したとみるのが妥当のように思えるのである。

おわりに

以上、近世・近代移行期の大変革のなかに、金沢城の性格の変化を未刊の文献史料をも用いながら位置づけようと試みた。王政復古後の加賀藩は、勤王派か佐幕派の選択を迫られ、土壇場で新政府側の立場を表明する。これは、当初佐幕派の態度をとっており、朝廷からは疑念を抱かれたこともあったから、その後中央政府が打ち出す諸改革をノーといえないままに受け入れざるをえなかったのであろう。反面、新政府側に就いたことで居城である金沢城は、新政府側に接收されることもなく、無傷のままであったのは幸いであった。しかし、維新政府による明治初年の変革のなかで「政事の間」「藩主の居所」「軍事拠点」という近世における城郭の機能が、「政事の間」が藩庁（老臣長家）へ、「藩主の居所」が老臣本多家へと城下に分散され、わずかに新たな「軍事拠点」としての役割がかりうじて城に残ることになった。新たな「軍事拠点」となった金沢城は、この地に入部した軍隊によって老朽化した建造物を一部修築して使用することとしながらも、必要に応じて取り壊しによる改変を行なったのであり、外観からも、また機能の面からみてもまさしく藩体制の象徴たる「城郭」の終焉を意味していたといつてよいであろう。

今回、一部機能に移した城下町、とくに重臣屋敷については十分ふれることはできなかったが、追々に取り壊しとなった屋敷も多いようである⁽³²⁾。城の変遷とともに、城下町の機能変化も決して小さくないはずだが、今後の課題としたいと考える。

〔註〕

- (1) 徳田寿秋『加賀藩における幕末維新の動向』（私家版 2002）、同『前田慶寧と幕末維新』（北國新聞社 2007）や宮下和幸「幕末期における加賀藩京都詰の実態とその意義」（『日本歴史』696号、2006）などが当該期加賀藩研究の代表的な研究成果といえよう。
- (2) 金沢大学附属図書館所蔵「成瀬正居日記」31慶応4年正月6日条。なお成瀬正居は人持組（2500石）の藩士。
- (3) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治元年12月15日条
- (4) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「諸事留帳」（請求番号16.41-211）
- (5) 石野所蔵、平成21年4月に名古屋の古書店より入手したもので、詳細については別稿に譲りたい。5冊からなるもので、孝錫が京都詰にあった際の私日記である。うち最初の1冊は「道中日記」との標題があり、京都詰を命ぜられた彼が金沢を出立し、京都に到着するまでの道中記（慶応元年）である。残り4冊は慶応元年～2年、明治元年～2年までの在京中のもので無題である。内容や筆跡等から孝錫のものと判断できる。仮称として「前田内蔵太在京日記」としたい。公務に関する記述は少ないが、京都における3000石の藩士の生活を知ろううえで興味深い内容を含んでいる。
- (6) 金沢市立玉川図書館奥村文庫「御用方手留附録」12（請求番号094.0-39）、同文庫「日記」（請求番号094.0-83）
- (7) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治元年12月15日条
- (8) 請求番号は16.41-67
- (9) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治元年2月11日条
- (10) 加越能文庫「維新以来御達等」（請求番号16.40-58）
- (11) 『加賀藩史料』藩末篇下巻 明治2年9月晦日条
- (12) 勝田政治『廃藩置県』（講談社選書メチエ 2000年）91頁、なお、この時期の中央政府の葛藤については、近年の松尾正人氏の一連の研究（『維新政権』吉川弘文館 1995、『廃藩置県の研究』吉川弘文館、2001、『幕末維新の個性5 岩倉具視』吉川弘文館 2006 など）や下山三郎『近代天皇制研究序説』（岩波書店 1976）等でも詳しい。
- (13) 加越能文庫「御触留」（請求番号16.23-100）
- (14) 『長家史料目録』（穴水町教育委員会 1978）では、「右居屋鋪御借上、当分藩庁二被 仰付候事」と藩庁よりの達書が口絵に掲載されている。

- (15) 「恭敏公日記」『金沢市史』資料編3、近世 1999所収
- (16) 加越能文庫「杉本成章日記」(請求番号16.43-134)
- (17) 加越能文庫、請求番号16.40-92。「御手留抄」は、明治2年11月17日から明治4年7月18日にいたる12冊からなる日記である。明治期前田家編輯方によって作成された写本で、『加越能文庫解説目録』下では「金沢藩役人其の政務日記の抄記」とするが、内容をみていくと、『金沢市史』資料編3 近世一に所収されている慶寧の日記(原史料は前田育徳会所蔵)と同一である。『金沢市史』の解説ならびに長山直治氏の御教示により、加越能文庫「御手留抄」が、慶寧日記の写か抄出である可能性はきわめて高い。
- (18) 「恭敏公御手留」『加賀藩史料』藩末篇下巻 明治3年9月4日条
- (19) 前掲「成瀬正居日記」33ノ上、明治3年10月20日条
- (20) 「陸原備忘録」『加賀藩史料』藩末篇下巻 明治2年10月条
- (21) 勝田前掲書 87頁
- (22) 金沢市立玉川図書館清水文庫(請求番号18.6-99)
- (23) 『加賀藩史料』藩末編下巻 明治3年12月条
- (24) 加越能文庫(請求番号 16.28-100)
- (25) 前掲「成瀬正居日記」13 同日条
- (26) 加越能文庫「御手留抄」8
- (27) 磯田『武士の家計簿』(新潮新書 2003) 185頁
- (28) 『国史大辞典』「兵部省」の項目
- (29) 陸軍省防衛研究所「陸軍省大日記」、アジア歴史資料センターのホームページによる。なお、前年の明治9年には、「城内河北門・橋詰門枳形及ヒ三ノ丸・鶴ノ丸トリ経界之土堀ヲ解除ケ」ることも検討されている。(金沢城研究調査室『金沢城研究』第5号 90頁 2008参照)
- (30) 尾山神社社務所『尾山神社誌』 1973 181頁
- (31) 註(29)
- (32) 重臣の屋敷の変遷については、金沢市立玉川図書館清水文庫「雑留帳」に箇条書きに記されており、下記の表のようになる。参考のため掲げておきたい。

重臣屋敷の変化

年 代	維新による変化		備 考
明治2年10月～	長九郎左衛門居屋敷	→ 藩庁	
明治2年	前田弾番居屋敷	→ 市政局・諸品売捌所	
明治2年	横山三左衛門居屋敷	→ 中隊屯所	
明治2年12月	村井又兵衛居屋敷	→ 大筒小銃隊士屯所	明治5年解隊のため売り払い、畑となる
明治2年	奥村河内守居屋敷	→ 卒族屯所	
明治2年11月～明治4年12月	本多資松居屋敷	→ 御住居	
明治6年	本多資松居屋敷	→ 堤町金浦や方	桐の間等の外残らず取り壊し
?	奥村左京居屋敷	→ 残らず取り壊し	
～明治5年	今枝内記居屋敷	→ 表の方卒族方	明治5年残らず取り壊し、畑
		→ 奥の方道斎館	
?	横山藏人居屋敷	→ 残らず取り壊し	
?	成瀬内藏助居屋敷	→ 残らず取り壊し・売り払い	
?	津田玄蕃居屋敷	→ 医学館	